

## 北九州市からの北九州港に係る港湾区域の変更同意申請に係る審議（第2回）

### 1. 日 時

平成28年6月7日（火） 10時30分～10時40分

### 2. 場 所

国土交通省 2号館14階 運輸審議会審議室

### 3. 出席者

#### <委 員>

鷹箸有宇壽（会長）、原田尚志（会長代理）

松田英三、河野康子、根本敏則、山田攝子

#### <国土交通省>

事案処理職員：運輸審議会審議室 川崎調査官、木村課長補佐

### 4. 議事概要

- 事案処理職員より、前回審議後に委員から出された追加質問事項（洋上風力発電事業を行う水域の占用許可を得た事業者が、その後他社に当該事業を譲渡したり、他社に買収された場合の、当該占用許可の取扱い）に対し、「占用許可の移行は認められていないが、A社が港湾法に基づく占用公募認定計画提出者であって、B社の当該認定計画者の地位の承継を港湾管理者が承認した場合は、港湾管理者はB社に対し、あらためて占用許可を与えることになる」との港湾局からの回答を報告した。
- 5月24日（火）の審議及び本日の回答を踏まえ、委員相互間で討議を行った結果、本件については、次の理由により利害関係人の異議申し立てがなされ又は予想される等の重要又は異例な案件と判断されるものではないことが確認されたため、国土交通省設置法第15条第3項の規定に該当する事案と認定した。
  - ・ 港湾区域の変更は、我が国のエネルギー事情等に鑑み再生可能エネルギーを最大限導入することが求められていることを背景に、水域の利用調整や管理の仕組みが構築されている港湾区域に洋上風力発電を導入するため、北九州港の港湾計画において現行の港湾区域を一部越えて「再生可能エネルギー源を利活用する区域」が設定されたことによるものであること
  - ・ 拡張する港湾区域は、「再生可能エネルギー源を利活用する区域」及び

それと一体に管理されるべきその隣接水域であり、洋上風力発電施設を受け入れた後の北九州港を経済的に一体の港湾として管理運営するために必要な最小限度の区域と認められるなど、港湾法上問題となる点は認められないこと

- 河川管理者等の関係機関や漁業関係者等の関係者との協議が整っており、利害関係人の異議申立てがなされ又は予想される等の重要又は異例な案件と判断されるものではないこと

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。